

(第一類 第十六号)

第一回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議錄第四十号

(八〇五)

昭和二十三年十一月二十六日(水曜日)

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 北村總太郎君

理事中崎 敏君 理事島田 晋作君

理事梅林 時雄君 理事早田田中 義吉君

理事塚田十一郎君 理事吉川 久衛君

理事川合 彰武君 理事川島 金次君

理事河井 榮藏君 理事佐藤剛次郎君

理事田中綱之進君 理事西村 榮一君

理事林 大作君 理事松尾 トシ君

理事青木 孝義君 理事泉山 三六君

理事島村 一郎君 理事周東 英雄君

理事吉米地英俊君 理事宮崎 靖君

理事井出一太郎君 理事内藤 友明君

理事石原 登君

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

出席政府委員

大藏事務官 前尾繁三郎君

委員外の出席者

專門調査員 圓地與四松君

專門調査員 氏家 武君

十一月二十五日

財團同族支配力排除法案(内閣提出)

(第二一四號)

食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二一七號)

關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二一九號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八七號)

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九五號)

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄第四十号

昭和二十三年十一月二十六日

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 北村總太郎君

理事中崎 敏君 理事島田 晋作君

理事梅林 時雄君 理事早田田中 義吉君

理事塚田十一郎君 理事吉川 久衛君

律案(内閣提出)(第八八號) 所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第九三號) 非難災者特別稅法案(内閣提出)(第九四號) 昭和十四年法律第三十九號災害被害者に對する租稅の減免、徵收總額等に關する法律を改正する法律案(内閣提出)(第九五號) ○北村委員長 ただいまより開會いたします。 企業再建整備法等の一部を改正する法律案、それから企業再建整備法の一部を改正する法律案、これについて、いま質疑を打切つたのでありますが、まずそのうち企業再建整備法等の一部を改正する法律案について討論を行います。

○中崎委員 私は日本社會黨を代表いたしまして企業再建整備法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。企業再建整備につきましましては、日本の現在の經濟界の實情に鑑みまして、きつめて重要な問題ではあります。これはすでに法律としてでき上つておるものであります。その未拂込の徵收等につきましては、すでになつて、本法が提案されたときにおいて、未拂込金の徵收の問題を解決すべきことをすでに主張してまいつたわけでありまして、それが遅まきながら現實に、具體的に取上げられるといふことは、われわれは當然に來るべきものがきたといふふうに考へておるわけでありまして、これらの點について何ら異議を唱へる理由はないわけでありまして、こゝに意味において賛成をするものであります。

○塚田委員 私は企業再建整備法等の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。本法案の内容としておるべきところは、企業再建整備の上で、ぜひ必要なものであるという意味において、われわれはこれを了承し、これに賛成するものであります。ただ、先ほども私からの質問において申し上げましたように、この法案の提出が非常な遅れたといふことに對して遺憾の意を表すると同時に、この法案の成立を見られた上は、早急に企業再建の整備が完成するように、政府において萬全の措置及び努力を拂われんことを希望してこれに賛成いたします。

○内藤委員 企業再建整備法等の一部を改正する法律案につきましては、提案の通り賛成いたします。企業再建整備法等の一部を改正する法律案、採決いたします。企業再建整備法等の一部を改正する法律案について賛成の諸君の起立を求めます。 [總員起立] ○北村委員長 起立總員。可決確定いたしました。 暫時休憩いたします。 午前十一時四十四分休憩 午前十一時四十五分開議 ○北村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。 企業再建整備法の一部を改正する法律案について討論を行います。

説明されたものとまったく同一であり
ますので、この際本法案に反対である
ことを明らかにしたいと思いま
す。

○北村委員長 これにて討論は終局い
たしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

○北村委員長 起立多数。よつて本案
は可決いたしました。

それから例によりまして、委員長報
告については、委員長にお任せ願ひた
いと思ひます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○北村委員長 それではさう取計ら
います。

○北村委員長 引續き所得税法の一部
を改正する法律案、非難災害特別税法
案、昭和十四年法律第三十九號災害被
害者に対する租税の減免、徴収猶豫等
に關する法律を改正する法律案、以上
三案を一括議題に供しまして、質疑を
繼續いたします。宮澤君。

○宮澤委員 ます所得税法の一部を改
正する法律案につきまして伺ひいた
します。昨日自然増収の見積額につ
きまして、主税局長の御回答を得たので
ありますが、その御回答は、私の考え
から申しますと、十分満足のないか
いものであります。しかもその自然増
収の見積額は、はなはだ不安を感じら
れるものであります。實はこの自然
増収の見積額なるものは、大蔵省にお
いて他に何か腹案があられて、一種の
割當課税をなされる御用意ではないかと
存ぜられます。この點について大蔵大
臣のほんとうの腹をお伺ひいたしたい
と思ひます。元來自然増収の根本とな

つておりますものは、物價騰貴による
所得の増加、勤勞所得で申しますなら
ば、千六百圓ベースから千八百圓ベー
スに訂正されたことによる増収の見込
額、あるいは物品税においてはマル公
改訂によります増収額の見積りとなつ
ております。その他の税目において
も、見積られておる自然増収なるもの
は、きわめて根柢は薄弱であると思
ひます。従つてこの自然増収を全うせ
んがためには、必ずや大蔵省において
は各地方財務局、税務署に對しまし
て、一つの自然増収を得べく、割當徴
収の内示をなさることは想像にたたく
ないところであります。しかも現に仄
聞いたしますのに、すでに一法人に對
しましては、資本の大小にかかわらず、
あるいは事業の繁盛にかかわらず、三
萬圓程度の税と半期に徴収するよう
にというふうな、内通がまいつてい
ることを漏れ聞いております。點より
勘案いたしますならば、この自然増収
は、おそらく國民に適正なる負擔をさ
せるものでなくして、とれども、とれ
なくして、この豫算に合ふものを配付
するといふ、いわゆる税務行政上の苛
徴請求があるのではないかとおそれ
ております。かような點について、大
蔵省は自然増収が言葉のごとく自然
増収として現われる御確信がありや
否や、大蔵大臣から明快なる御答
案を要求する次第であります。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。
この自然増収でございますが、本來財
政の理念から言ひましたならば、平
常なる場合においては、前年度の増
収を確實に擲つて、さうして今年度
へと繰込むのが普通でございます。し
かし今日のような財政の異常な状態
におきま

しては、この正常なる原則というより
も、むしろ異常な時代にはそれをと
りえて、適當に處理することが必要だ
と思つております。さういふ意味にお
いて、自然増収を當然見積つたのであ
ります。その自然増収の見積りにつ
きましては、國民所得の總計算からと
、各税務所から各財務局を通じて見積
りを取りまして、さうして固く見積つ
てこれをいたしたのであります。政府
といたしましては割當課税というよう
なことを考へておるようなことは絶
對ないものであります。それから三萬
圓を割當て課税するようにはという
ような通達云々のお話もありましたが、
さういふことは一切いたしておりま
せん。

○宮澤委員 ただいま割當課税のよう
な方針はおとりになつておられない
といふことの御回答を得まして、一應
安堵いたしました。事實においては税
務署から報告された自然増収の基
礎となるものが、すでに割當課税主
義の意味を含んでおるものではござい
ませんでしょうか、その點はいかがで
ありますでしょうか。

○栗栖國務大臣 お答えします。これ
は過去一年にやつております税を見
積る一つの方法でありまして、さうい
ふことをいたしてやつたのであります
が、それを割當てたといふことは毛頭
ない。逆の手續をいたしておるよう
な次第でありまして、その點は御心配
らないと思つております。

○宮澤委員 なほいま大蔵大臣の答
へによりまして、非常にその點は安心
いたしました。希わくば自然増収に對
しまして、納税者との間に摩擦を生じ
ないで、圓滿なる税務行政の行われ
ることを切望してやみません。

次にもう一つ大蔵大臣にお伺ひいた
します。この所得税法上の根本觀念で
あります。勤勞所得及び一般所得に
對する基礎控除の四千八百圓は過少
であつて、よろしく生計費を標準と
して基礎控除額を定むべきであるとい
うことをお尋ねいたしましたところ、
政府委員からの御答は、アメリカにお
いて生計費を差引いてはあらぬ。基礎
控除は一年に五百ドルという、程度
の低いものである。そしてその精神は
累進課税の率によつて緩和してあるとい
う。お答えでありましたけれども、ア
メリカの生計費の中に含まれておる飲
食物の割合は、わすかに二〇%であ
ります。しかるに日本におきまして
生計費の中に含まれる飲食物の割合は、
昨日も申し上げたように、すでに七
五%を突破し、八〇%に達せんと
しております。ただ生計費のための
生計費がほとんど全部であります。
こじきの生活に近い。その全部がた
だ血となり、肉となり、骨となりま
して、消費された所得まで課税され
ます。これは税法の根本において問
違ひだと思ひます。あくまで最低生
活、少くとも飲食物をねらふべきだ
と存じますが、大蔵大臣の考へは
いかがでございますか。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。
今日の國民生計費の内容その他は、こ
れは平常なる理論をもつて律すること
はできぬと思つております。國民の
生活が非常に苦しいという面は、私も
重々承知しております。他面におき
ましてこのインフレーション、この
經濟危機を突破するためには、財
政需要の非常な大きな金額に上つて

るのを、つじつまを合はしていくこ
ともまたきわめて必要であります。そ
ういふ點においてもし破れてしま
いますならば、こまかい點において生
計費を合はすといふようなことを考
へても、大きな點においてインフ
レーションは酒々として進むと思
つております。さういふような異
常な問題があらますので、今度は
財政需要の方の點を重視して、か
ような措置をとつたのであります。
しかしこれが國民生活の安定へ
というふうな線に沿つて考へられ
るときに、われわれが今の税制を
もつて決して満足するものではない
のでして、いづれ經濟再建、國民
生活の安定というふうな線に沿
つた税も將來は考へたい、か
ように考へております。

○宮澤委員 大蔵大臣の御説明は一
應了いたしました。元來現内閣の
説明いたしておりますところは、
勤勞大衆の犠牲において國家の再
建をしないといふことである。し
かしこの基礎控除の點において、何
らか十分なる措置が講ぜられな
かつたならば、勤勞大衆の犠牲負
担というものは、はなはだ増大す
るわけ、政府の掲げる政策と、
はなはだ相反するものがあるで
はないか、かように考へてお
ります。大蔵大臣の意中では
察せられるものであります。私
としては、まだこの點について
一切の意見を放棄する氣持
のないことを留保いたして
おきます。

次に税法の根本について大蔵大臣に
伺ひます。改正所得税法の第十三條
の第三項に追加されたものに、個人
の所得については最高の納税額を所得
の八〇%に止むとなつております。

以上は税金をとらぬということであらう。ところが國民負擔の權衡といふことになりますれば、現在の日本の法制においては、人格には法人と自然人と二人格あるわけでありま。この兩者に對しお上を衡平な課税をなすべきだと思ひます。さすれば法人においても、やはり百分の八十以上はとらないのだという規定を設けることが妥當だ。これは立法技術上明らかに缺點の考へるものでありますが、お考へはいかがございましょうか。

○栗栖國務大臣 お考へいたしました。法人については一應法人税を負擔しなすけれども、それがさらに利益配當になつて現れるのでありまして、そこに個人並との關係を生ずるのでございまして、今お話になつたように八〇%を個人に認める。それをただちに法人に認めるというわけには行かないと思ふ次第であります。

○宮崎委員 現在の大蔵當局で指示してやつております徴税の面から見ると、法人はほとんど配當の餘力どころか、經常利益、あるいは認定せられした利益以上に納税をすることに實情はなつております。いわゆる認定實與とかいうようなもので、一つの税源に對して課税されます。あらゆるものを總合いたしますと、實に百分の百六十いくつになるような危險が多分にあります。それらはよろしく百分の八十に止めないでも、利益までとるといふことが税としての觀念として妥當ではなからうと存じております。この點について大蔵大臣の今の御答辯は私の満足しないところでありまが、重ねて御説明を願ひたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 この法人税の負擔が

重いという點については現在において私は認める次第であります。しかしこれは前内閣のときに、私も税制委員の末席を充て非常に緩和を期待したのでありますが、日本の經濟、財政が非常に逼迫しておるという事情で、その緩和がわずかに止つたのでありま。しかし企業再建整備、集中力の排除というようなことが進行してまいりまして、新しい平和産業が起つてくるという時期になりますと、私はこの法人税の負擔について、利益が相當上るものについては、やはり相當の配當を認めるというようなことも必要だと思ふのであります。しかしただいまのところでは、まだそこまでまいりません。今回は法人税の引上げ等はいたさなかつたわけでありまして、この邊りいぶん意を用いた次第であります。將來について經濟が立ち直りますならば、それに應じては、この點は考慮をいたしたいと思ふ次第であります。

○宮崎委員 證券金融界の權威であられる大蔵大臣の御答辯として、ただいまの點は、法人税の税率を引上げられるというところは十分考慮してあります。今後の税制改革につきましても、法人にはこれ以上の擔税力のないものであるというのを特に含みくださいますとよろしく御考慮を拂われんことを切望いたします。

これが大蔵大臣に對する質問を打ちますが、なお政府委員に對して二、三質問がありますので、繼續いたしたいと思ひますが、委員長いかがですか。

○北村委員長 ただいまからちよつと理事會を開きたいと思ひますので、そ

れはひとつ午後によわしていただきますと思ひます。

午後零時七分休憩

午後一時五十二分開議

○中崎委員長代理 午前中に引續き會議を開きます。宮崎君。

○宮崎委員 大蔵大臣にお伺ひしたいと思つたことでありますが、議事の進行をはかる意味で、政府委員にお尋ねいたします。

昨日物品税の問題についてお尋ねいたしましたわけでありまが、物品税の従價課税は、徴税しう／＼な弊害を伴ひ、しかも完全な納税をせしむることができない。かような點から申し上げておりましたが、それに對して、現在のところ從價課税一本という建前にはまいらないという當局の御意見がありました。實はこの反面に潜んでいる問題としては、當局もすでに御承知のことと思ひますが、いわゆる稅務官吏の待遇改善の問題であります。不官當のところが全國の全財務組の支部、あるいは個人から、現在まで二、三百通の陳情の書面が参つております。その内容は一々申し上げるまでもなく、稅務官吏としての品位を保ち、社會から尊重されたいという稅務行政をやろうとしても、課長級にあつてもよくやく二千二百圓程度、先端官吏は千圓くらいの収入しかないもので、とうてい生活が維持できない。そこには幾多の誘惑が伴ひてゐる。従つて世間も稅務官吏に對して異様な見方をしている。これではどうしても徴税はできない。かようなことが言われております。内容を詳しく申せば、二號條の百二十圓の増額

と、本人一人に對する二千圓、家族一人に對する一千圓の越年手當等も要求してあるというやうな申し立てもありません。その勞働運動としての要求は私の觸れるところではありませんけれども、大體課税を徴收する稅務官吏の現在の行き方というものは、マル公で計上されて、マル公で物品税を納付してゐる者に對して、やみで賣つてゐる。そのやみ價格がいはずはない。これを出せといふことにおいて、ほとんど根據もなくして、納税を強いております。

これは實例として某會社の物品税について、財務局の係官が出張して調査し、約一週間を要しておりますが、その會社に何らマル公以外の取引がなかつたという結論に達し、結局はわれわれが出でた面目上、やむを得ないから、適當な物をみずから納めたらよいではないか。かようなことを要求して、金額は心持としての要求は百二十萬圓くらいであるが、それは多少減つてもよろしいといふやうなことで、経餘曲折の結果、根據もないものを五十萬圓物品税を納めろといふことを申し出ております。ところがこれに對する稅務署長の見解は、さうな根據のないものをとるべきものではない。よつてこれはもし會社が任意に納めたいというなら、それはあえて拒まないけれども、當方からこれを徴收すべきものでない。かような措置になりまして、ただいま現實に宙ぶらんにやつております。これは受ける方が一つの相當資本金額の會社でありますので、そこに常識もあり、また品位もあり、折衝上の一つの勇氣もありまして、その

税は經濟事情が安定しますまでは、從

大衆に對する物品税の調査は、最近に至つては、實にはなほだしい狀態を呈してあります。極端に申せば、社員や從業員のポケットの中に手を入れたら、あるいは家宅搜索にひとしいやうな行爲をして、さうしてみずから稅務官吏として、正しい行政をしておるといふことを立證するためかもしませんが、かなり行過ぎなことがありま。課税の點において問題となりま。これは、マル公の課税がやみの課税かという問題であります。この面をえれば、稅務官吏もつとつとつくりした氣持でやれる。納税者も販賣した數、製造した數によつて、その數を根據として納税すればよいのであつて、價格の點にとらわれないで、一切の稅務行政がうまくなりまして、さうして徵税の實績も、おそろしくこの増收見積額よりもはるかに多くなるであらうと考へております。かような面において、どうしてもこの間接稅徵收において現われております稅務官吏の行過ぎを是正しなければ、國民は納得して納税するやうな形に参りません。同時に併せて、さういふやうな行き方をした反面には、ここには具體的に申し上げることを差控えますが、幾多思ひべき言動やあるいは事實がございませ。これは反面には先ほど申しました待遇の問題と併せ考へまして、われわれも目をとおひ、ほんとうに同情の涙をもちましてこれを見送すという事態が、はなはだ多いのであります。どうぞさうな點につきまして、この稅務行政の先端の稅務官吏が、最もとりよい方法に、最も樂に國民が納税する方針に進むために、どうしてもこの物品

價課税を廢止して、從價課税の一本に進めんことを切に希望してやまないのであります。この點につきまして重ねて政府委員の御答辭を承りたいと思ひます。

○前尾政府委員 物品税は現在ほとんど從價課税となつておるわけでありまして、それを從價課税に直したらどうかという御質問でございます。なるほどただいまお説のような點はあるのであります。しかし、さういふように價格が上昇し、しばしば價格の改訂が行われるという場合には、一面において歳入も常に増えまいりすので、歳入と歳出のバランスというのを考えますと、當然從價課税でいなくてはならない。現在の從價課税のものすべて從價課税に直していかねばならぬということは、從來の諸外國の税制等から鑑みましても、從價課税に直して來ておるのであります。われ／＼として從價課税をやめるといふ考えはもつておらないのであります。

ただ、ただいまのようなお話の點はございす。われ／＼としては税務官吏の待遇改善につきましては、しばしば大蔵大臣も申しております通り、越年資金その他の問題別としてしまして、大體でございす。正によりまして二號俸に近い昇給をやり、また出張しました場合に特別の手當を出す。これはただいまお話のように非常に調査がむづかしい。その調査に従事するわけでありまして、また一面には誘惑の手も多い。また苛酷課税というやうなことに相なりまして申譯ないのであります。それから、さういふやうな方向でわれわれは御趣旨に副うつもりではあります。物品税の從價課税をやめて、從

量課税に直すといふ方は、現在としましてはとり得ないといふやうに考えておる次第であります。

○官廳委員 はなはだどういふようでありまして、税といふものは、單に物價が上るから從價課税でなければいけないといふやうに端的に言うべきものではなくて、實際にとる場合、從價課税に直した方が税の増収が簡單にできる、さういふ點に重點があるのであります。ただ、ただいま政府委員の御説明によりまして、ただいまはお考えはなかり、さういふことではあります。これに對しては當局からの参考資料も頂戴いたします。私の方からかような數字になるといふことを表でも作成して提出いたしまして、いづれ本委員會に諮つて、それを修正の動議ともいたしたいと思つておるのであります。が、承れば豫算の裏づけである税法の審議過程におきまして、時間的の御都合もあるといふことですから、この點につきましては次の通常議會なり、あるいは税制の審議の場合に保留させていただきます。これで止めておきます。

次に非戦災者特別税につきまして一應二、三事務的のお尋ねをいたしたいと思ひます。非戦災者特別税なるものの本質は、すでに申し上げましたやうに、明らかに第二次財産税であります。單に前回は約五十萬人と豫定された納税義務者が四十萬人減つたといふこと、法人に課税がない。これはレオチヤンのアメリカ式の見方から法人には課税がなかつたのであります。政府の聲明するところは、財産税といふものは一回限りしか徴収しない、これをどういふに申しております。

す。また増加所得税についても一回限りしか徴収しないといふやうなことを言つておりますが、増加所得税といふものは、それを基礎としたした地方税の營業税が附加されてみたり、國民大衆は税の本質を知らずして、あたかもそれらは重ねてとられたやうな感じがいたしまして、納税を回避するところの思想が、だん／＼道義の類廢とともに闊達してまいつております。これは國家財政上ゆるかせるにできない問題であります。この非戦災者特別税については、前回の財産税の一回限りといふ強い聲明を裏書きするに足るべき十分なる御説明が、政府當局に御用意がなくてはならぬと思ひますが、この點についての御所見はいかがでございます。

○前尾政府委員 非戦災者特別税が、廣い意味におきます財産税であるといふことについては間違ひがありません。また一種の特別財産税でございます。前の財産税は總合的財産税であるのであります。またその性質を違えておるのであります。また法人につきましては課税する、これは要するに前の財産税と申しますより、戦時補償特別税のうらばをなすものであります。繰返し申し上げます通り、戦時補償特別税をやつた半面におきましては、非戦災者に對しても何らかの犠牲の負擔をやらなければ、國民感情としておもしろくないといふやうな意味合いかからつたのであります。前の財産税とはまったく性質を異にしておるのでございす。なおまた増加所得税と營業税は、營業税は全然實績によつて課税するといふ建前にいたしておりますので、本年の營業税も前年の實績

に從つただけのことでありす。増加所得税といたしましては、もちろん一回限りの課税でありまして、別に二回とるといふやうな考え方はないのであります。

○官廳委員 この非戦災者特別税は、事實上は貸賃價格の倍數といふこと、比較的簡單であります。

納税思想を喚起する意味において、國民的の一つの運動を起さねばならぬ。私も業者の中でも考えておるのであります。ただいまの政府委員の御説明では、非戦災者税をとらなければならぬ。一回限りと申したが、これに對してどうしてもさうだといふことの理由としては足りないやうに思ひますが、その點については何かペンフレットのやうなものも御用意ではないかと思ひますが、この際一つ説明のうまいお話を聴かしていただきたいと思ひます。

○前尾政府委員 非戦災者特別税の創設の理由といたしましては、われ／＼も詳しく書いたものがございす。今説明が長くなることをおそれて省略いたしておるわけでありす。いづれにいたしまして、その中心は先ほど申し上げましたやうに、昨年戦時補償の特別税を創設いたしまして、戦災者の保險金を打ち切りにしたいという反面においては、戦災をこうむらない人が、殊に現在財産税を徴収いたしましたもの、その後の經濟情勢から考えましても、焼けただれた者、焼けたい者の違ひは、經濟的にかなり懸隔をます。助長してきていくといふ現状から考えまして、この税をとる。またとらなければ戦災者の感情の融和をはかるわけにいかないといふことがこの税の中心でございす。

でございます。なおまたペンフレット等はできておりませんが、でき次第上げることになしたと思ひます。

○官廳委員 大要政府委員の御説明によつて承りました。いづれ説明あるいは宣傳用のものを頂戴いたしまして、個人といたしまして、また財政金融委員といたしまして、徴税に協力したいといふ念願をもつております。

次に法文について伺ひたい。第二十四條の適用につきましては、調査日時以後に解散し、課税時期までの間に清算し、もしくは實質上清算終了同一の状態になつておつて、ただ登記が済んでいない。かような法人に對しましては、二十四條は適用すべきでないと思ひます。清算終了いたしました餘餘財産の分配を受けましたものに、各社員なり株主なりにさかのぼつて納税義務を負担させる。これは間違つておるのではないかと思ひます。この例はたび／＼政府委員から引合ひにお出しになります。戦時補償特別税なるものが、清算終了の會社及び清算終了の會社に對しましては、納税義務及び未償還といふものは、ともに認めないことになつております。それと比べ合せて立法上何か間違つてはおりないかと考えます。もしこれをやるとするならば、清算が終了したもの、あるいは清算が終了したと同じやうな状態になつたものについては、事實上適用されない。ただ課税以後において解散して清算中のものは、たとえ納税せずに餘餘財産を分配してもこれに課税するのだ、といふやうにお取扱ひになつた方が適切ではないかと思ひますが、いかがでし

う。

○前尾政府委員 あるいは御質問の趣旨を取違えているかも知れません。が、調査時期または課税時期前に解散した場合においては課税ができないのは當然であります。この法律施行前に解散したものについては、法律上當然さかのぼって課税することはできないのであります。これは税法の全體的建前から見ても、さかのぼって課税するわけにはまいらないのであります。しかしただ解散しても合併したとか、あるいは事業を承継したということになると、事業を承継した方で負擔いたしますが、大體二十四條の趣旨でよいのではないかと考えている次第でございます。

○宮澤委員 そうすると非戦災者特別税が施行された以前に解散し清算されたものは、全然二十四條は適用されないわけですか。

○前尾政府委員 解散しても清算が終了していない場合には、法人格がまだ存在しているわけでありまして、その法人格がある間においては、課税になるといふふうにお考え願いたいののであります。

○宮澤委員 そうすると調査時期以後に解散して清算終了になつていたものには、適用はないわけですか。

○前尾政府委員 さようでございませう。

○宮澤委員 その點は了解いたしました。その次は第五十條に、個人の納付すべき非戦災家屋税または非戦災者税は、これを所得計算上損金に算入しないとなつております。大體この税は、額において比較的輕微であるという觀念から、延納だけは若干認めておるよ

うであります。が、物納の處置がないわけ、いわゆるその資本に課税するのでありまして、かようなものを所得計算上損金に算入しないという處置は、何か失當のように考えられます。が、その點に對し政府委員の御意見を承ります。

○前尾政府委員 本税は大して負擔にならないのであります。それをわざわざ物を賣つて物納しなければならぬというほどの必要がないと考えておりますので、延納で十分間に合うという考え方をいたしておるわけでありませう。

それから必要經費なり損金に算入しないというところは、結局戦時補償特別税が同様の思想であつたのであります。それだけの犠牲は完全に負擔しなければならぬ。その後におきましてそれを必要經費なり損金に見るといふことになりまして、經常的な利益でそれを補填して經常税の軽減ということになつてしまふわけでありませう。これだけの課税はあくまで犠牲を負つていた犠牲の均衡化という趣旨から遠ざかりませう。經常税では軽減しないという意味合いにおいて、損金に算入しないということにいたしましたのであります。

○宮澤委員 戦時補償特別税の場合において、その税額はかなり大きなものであります。従つてその納税者——かりに會社にいたしますれば、それを通常事業年度の法人税計算上の損金と認めた場合には、確かに税制資本の打切りをいたしまして、公課が軽減されまして、あるいは全然なくなるといふような形で、戦時補償特別税を制

定した趣旨が抹殺されるわけでありませう。この税については政府委員も述べておられますように、大した額でないのであります。もちろんそれ自體の額が若干大した額でなかつたならば、個人に對するものなどは、必要經費もしくは損金と認めて、それがために所得課税上失うところは少いではなからうか。結局五十條なるものは理論にとらわれまして實體をつかまえていないものであります。これを損金で見るといふことによつて、普通の所得の計算上に影響する額が小さいだけに徴々たるものである。しかもこれを損金に認めるということの趣旨の方が、納税思想を喚起いたしましたスムーズな納税ができることを確信いたしておりますが、いかがでございませうか。

○前尾政府委員 税が少いから必要經費に入れたらどうかということについては、これは見解の相違であります。税が少ければ少いだけにそれだけの犠牲は負擔していただかなくてはならぬということにも相なるわけでありませう。これはあくまで戦時補償特別税と同一の思想によつて、この課税全體の建前ができております。その點は見解の相違と申し上げるよりいたし方ないと思ひます。

○宮澤委員 見解の相違とあれば、これはもう修正案なり何かもち出しまして、徹底的に討議する以外に方法がないのであります。五十條の質問はこの程度にいたします。

○前尾政府委員 續いて五十一條であります。法人に ついてもこの兩税を損金に認めない、かように規定されております。これは個人の場合と平衡的な問題であつて、五十條がさうな觀念であればこれも

當然であると考えますが、會社の經理におきまして、たぐさんの工場や倉庫をもつておられますと、相當の金額になります。しかもこれを損金に認めないというところは、結局は永久の假拂いになるわけでありませう。これをもし經費として落せば、その分だけが利益に計算を受ける、かような處置になりませう。額が小さかつた場合、あるいはその會社が振つておつたやうな場合には、ある程度その負擔にも耐えるであります。ところが、現在におきましては大蔵省では御承知の通り、公共事業として指定されておる業種はきわめて少いのであります。これは非常な不振な状態にある事業に對して、割合大きな税がかかるではないかと豫想されます。以上、これを單に損金に認めない。いわゆる紋切型の大蔵省の理念で處理すべきではなからうと存じます。適切な例をいたしましては、これは家屋自體に對しますところの一つの支出であります。よつてこれを資本的支出と認めまして、この税の價格を家屋の原價に加算いたしまして、大蔵省の定めとする固定資産原價償却の基準によつて、年々これを經費として、家屋の原價とともに償却せしめることが適切妥當と考えますが、いかがでございませうか。

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

という考えからできております。非戦災者特別税におきましては、こ

うに損金と認めない。またそれがそれだけ評價をえられた場合におきましては、原價償却なり評價損金としては認めないということではまいらなければ、理窟上もさうであります。實際また經常税で軽減するということになりました。これは、この税法の趣旨を没却するといふふうに出ておる次第であります。

○宮澤委員 戦時補償の例をもつてすべて律せられておるようでありませうが、戦時補償特別税の對象となりまして火災保険、あるいは打切りによりましてその戦時補償支拂金というやうなものは、御承知でもありませう。が、終戦の當時において陸海軍の現場作業ににおきまして、未完成品を完成したと稱して、事實は注文書一本出たおらないものの注文書までつくつて、無用な臨時軍費を支拂つたわけでありませう。それで原價の一割にもつかないものに、十割のものが與えられておる。いわゆる水ぶくれであります。また保險にいたしまして、家屋の原價一萬圓のものに對しまして、五倍、六倍、七倍、八倍の超過保險金額をとつておつた。かような状態からそこに差額として現れられた擬制資本を排除する意味で、戦時補償特別税ができておるのであります。今回の繰り残つた家屋に對しますところの特別税とは、その根本の理念において相違があるわけでありませう。非戦災者特別税法を通過いたしました見ますと、いかにも焼けぬ者は得であつた。その權衡を保つためにやるのだ。この精神でかなりむりにできておると思ひます。もつとすな

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

○前尾政府委員 繰返し申し上げておきます通り、戦時補償特別税と同一の思想で、それだけの犠牲は當然受けていただく。従つてそれを將來の原價償却なり、必要經費という形で出してしまふことになりまして、この課税をいたしまして、長い間にそれだけ軽減いたしまして、あくまで犠牲の均衡化

おにいくべきではないかと考えておられます。特にたび／＼戦時補償特別税の立法観念を引合いに出しますが、おおよそ非戦災者特別税なるものは、戦時補償の水ぶくれ資本の打切りとは、相違したものと私どもは考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○前尾政府委員 戦時補償特別税につきましては、たゞいまお話のようなケースはあるのでありますが、あの法律の精神自體は、必ずしも保険金が超過保険であつたから打切るといふような考え方ではないのであります。とうてい國として支拂う能力がない。従つていわゆる戦時利得の排除の思想から轉換いたしまして、擬制資本を打切るといふ觀念ででき上つておるのでございます。従いまして今回の非戦災者特別税ともしらるゝ趣旨において違ふものではないとありますが、しかし大きな根本理念といつたしましては、戦時補償特別税のやつたらはらなすといふことについては、先ほど申し上げた通りでございます。また戦時補償特別税を本税と同行き方を違へるといふ必要は、私どもとしては認めなかつた次第でございます。

○宮崎委員 大體私に與えられました時間も過ぎておるようでありますから、もし質疑がありましてな時間がありましてならば、もう少しこまかに数字的な問題についてお尋ねをしたいと思ひますが、本日はそれは長引きますから、この程度で一應質問を打切らせていただきます。

○中崎委員長代理 了承いたしました。次は内藤君。

○内藤委員 非戦災者特別税につきまして二、三きわめて常識的なことをお

尋ねたいと思ひのであります。先ほども同僚からお尋ねがありましたように、この税金は戦災者と非戦災者との間の、戦性の不均衡を是正するといふのが眼目であります。この理由で納税者も快く納めることと思ひのであります。ところがこの税はその対象となつた、受けないといふのであります。ところが戦争による戦性といふのは、家、動産ではないのであります。中には大車な夫、子供を失つたといふ人の戦性が非常に大きいのであります。さういふ人たちはこの税金の考え方を見ますときに、非常に割切れぬ氣持をもつのではないかと思ひのであります。二、三本建になつております後者の非戦災者税の家屋または動産につき、三割程度を超える損害となつておりますが、何かこゝろあたりでさういふ戦性も含めて考えられることはできないものかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○前尾政府委員 ただいまお話の點は第七號第四項の第三號に「課税時期において賃貸價格が百圓に満たない家屋のみを使用していた世帯でこの法律施行前本年以内は戦時災害に因り當該世帯の生計を主として維持していた者が死亡したものの世帯主」とありますが、すなわち戦災あるいは戦死者の遺家族でありまして、その戦死者が主として生計を維持しておつたといふ場合で、賃貸價格百圓に満たない家屋を使用しておつたといふ場合には課税をしないといふことにいたしておる次第であります。賃貸價格百圓といふのは、額が非常に少額のものであります。全國の住宅の賃貸價格の平均は九十圓程度

であります。平均以下の賃貸價格の場合には、課税から除外するという行き方をしておるのであります。

○内藤委員 なるほどその條文のあることは承知しておつたのであります。そこで實はその條文についてお尋ねしたかつたのであります。その百圓程度未満といふのを擴張願ひか、もしくはこの制限を除くと全體の税収入にどれほどの差がでるのでありますか。それを伺ひたいのであります。

○前尾政府委員 確かな數字はあとで調べましてお答え申し上げたいと思ひますが、いづれにいたしましても、かなり贅澤な家に住んでおられるといふことになれば、これを免除するといふことは、現在のいろ／＼な情勢から考へ願ひましても適當でないといふことに相なるのであります。金額としては、殊にあとの生計を主として維持しておりました場合はいづつておりますので、免税の場合はさう多くはないと思ひますが、しかし戦死された人が一人ありまして、相當な家で戦死をされた場合には、先ほど申し上げましたように賃貸價格の三倍程度では大した税額でありませんので、この程度に止めさせていただきますが、むしろ税全體の思想なり、あるいは最近のいろ／＼な情勢から申しまして、適當であるといふふうに考へておる次第であります。

○内藤委員 金額が小さい、多いといふことは實は問題でないのではありませんか。この立法の大きな一つの眼目は、戦性不均衡の是正といふのであります。従いまして私にはなるほど税額そのものは少いとは思ひませんが、この戦性の不均衡を正すといふ意味からいたしまして、もう少しさういふ點

を考へる必要があるのではないかと思ひます。それはそれといたしまして、生計を主として維持しておる者が死亡したときとなつておりますが、これはさういふ條件でなくして、その家に戦死者がおつた場合、一樣にそれを含ましめることがいいと思ひのであります。それについて、これも税全體から申しますとさう大したものではないと思ひますが、政府委員の御所見を伺ひたいと思ひのであります。

○前尾政府委員 確かに仰せの通り非常な戦性ではあります。税はあくまで經濟的な面を考へておりますので、戦性とは申しても金銭的の戦性といふことで終始して考へてゐるわけでありません。なお一人でも戦死者があれば課税から除外するといふことに相なります。非常に多くの方が課税から免除することに相なりますので、ただいま申し上げましたように、やはり財産的な不均衡は正すといふ意味合ひで、特に困りの方に限つてこの税を免除することにいたしました次第であります。

○内藤委員 次にお尋ねしたいと思ひますのは、この税額全體の收入見込みは六十五億圓となつておりますが、この六十五億圓のうちで、農村の負擔するものはおおよそいくばくであるかお示しをいただきたいと思ひます。

○前尾政府委員 本年の收入が六十五億圓でありまして、全體の收入としては七十二億圓でございます。それから農村と都市との負擔の割合は、ただいま的確な數字を調査することはできないのであります。賃貸價格は昭和十五年當時に調査いたしました經驗から考へまして、これは収益率から考へてや

つておりますので、都會には非常に高く、農村には低いといふ方針でやつておりますので、農家の負擔としては大したことはないといふふうに考へるのであります。その推定される材料といひましては、大都市を含みまする各府縣の賃貸價格が、約半額に近い十億のうち六億程度であることから推定いたしました。農村の負擔は大して大きなものではないといふふうに考へておる次第であります。

○内藤委員 非戦災者税の家屋または動産についてその三割程度を超えない者につき課税されるのであります。農村は戦時中驚くべき戦災を受けておつたのであります。たとえて申し上げますと努力肥料の不足によります。農地の荒廢、また都市から奔流のようになつてきた疎開者、海外から引揚げてまいりました者の收容、このために農村は家屋または動産の三割程度を遙かに超える損害を受けているのであります。さういふところから眺めてみましても、徴税の考へ方からしますれば、さういふふうなことを一應見れば、あるいは一つの考へ方かもしれませぬけれども、戦性の不均衡を是正するといふ意味から申しますと、やはり農村ではわれ／＼は非常な戦性を受けたのであるが、それはちよつとも考へられていないといふふうに思ひまして、現にこの要綱が新聞に發表されたとき、農村におきましてはさういふ點が非常に大きかつたのであります。さういふことにつきましては當局はどういふお考えをおもちでありますか、お伺ひしたいと思ひのであります。

○前尾政府委員 非戦災者特別税にお

きましては、あくまで家屋と動産、結局戦時中の爆撃の對象となりました財産に限定したて考えておるのであります。それ以外の精神的な、あるいはほかのものに擴げて考えるということになりますと、むしろ廣い意味で申しまなれば、第二次財産税にまで進展しなければならぬというような結論にもなりますし、また精神的な犠牲というやうなものの不均衡ということも是正するといふことは、單に租税のみではできないのであります。最小限度の犠牲の不均衡、すなわち戦時中の災害の對象となりました家屋と動産が、焼けたものと残り残したものと、その不均衡を是正する。焼け残つた人は焼けたと思つてこの際御幸棒を願うといふのがこの法律の趣旨でありますので、その點は御了承願ひます。

○中崎委員長代理 内藤君にちよつと申し上げますが、大蔵大臣は三時までで、用事があるやうでありますので、大蔵大臣に質問をする方があるやうでありますから、政府委員にはあとでひとつ願ひます。川合君

○川合委員 私は最近國會におきまして、租税収入あるいは豫算編成というやうな場合におきまして、國民所得と云ふことを引合ひに出していろいろと論議を聞かされるに至つたことは、一つの進歩であらうと思つておるのであります。しかしながら國民所得の構成といふものが、非常に最近變つてきたといふやうな根本的な面に思ひをいたしまして、そうして國民所得と租税との關係について、當國會における豫算委員會、あるいはまたこの財政金融委員會において、いろいろと論議されておるのであります。そこで私は大蔵大

臣あるいは政府委員から、しばしば現在の日本の租税は國民所得に對して、約二十パーセントである。従つてこれを歐米の例から見れば、まだ日本の租税は餘裕がある。つまりまだ弾力性があるといふやうなことを伺つておるわけでありますが、そも／＼日本の昭和二十二年の國民所得を九千億として推定した根據について私は伺ひたいのであります。その意味は、これは國民所得の内容の變化ということにあまり觸れずして、しば／＼この問題が取上げられた。そのためにややもすれば歐米と比較してまだ日本に據税力があるのだといふやうに國民に思はせた。しかしながら國民の實際の納税者の一員としては、すでに據税力の限界に達してゐる。しかしその反面において、いわゆる大口やみ成金といふものがあるであつて、そこにいろいろの矛盾があるといふことを明らかにして、それによつて一面において國民の納税運動といふものを推進したいといふやうな考え方から、一應國民所得の推定に對するところの根據について大蔵大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。これはすでに兩院の豫算委員會で、その根據及び推定についての方法等を御説明申し上げたのであります。本委員會にはまだいたさないと思ひますので、推算の方法を一應申し上げます。きようはちよつと資料がないかもしれませんが、後ほどでも資料があれば配付するなり、あるいは詳しく御説明することにいたしたいと思ひます。

大體國民所得は二つの方から計算ができますと思ひます。それは各所得をすべて總計いたしました、そう

して出すわけでありまして、いま一つは生産の方から主として出す。そうしてそれから勘案をして國民所得を出す方法であります。この九千億といふことは、過日參議院の委員會でも御説明いたしましたし、新聞にも出たと思ひますけれども、八千九百億といふのが安本でつくりました最近の數字であります。これは最近の平常時をまず基礎にとるわけでありまして、すなわち昭和十年における國民所得といふものを、九十何億かと思ひますが、そういうものをまず基礎にとりまして、そうして倍率をかけてこの推算をするわけでありまして、こうして九千億といふものが出てまいつたのであります。このやうな方法で戦時中及び戦後も推算をいたしている次第であります。ただもつと根本的に申しますと、最近における國民所得が非常な移動ができてゐるといふことは、おおうべからざる事實であります。そこで新しく推算の基礎を立てて、そうしてつくりかえるといふことが一番望ましいと思ひますのであります。新しく推算の基礎を立てるのは何からとるかといふと、これはなか／＼むづかしいのであります。あるいは財産税の調査とか、法人税の調査、このやうなものを推定してまいるわけでありまして、これには相當の時間がかかりまして、そのうちに千二百圓ベースから千六百圓ベースになり、千八百圓ベースになりといふので、計算をするのが追つかないやうな現状にあるわけでありまして、そこで、これは相當時間をかしてもいいまいと出ないわけでありまして、昭和十年を基礎としましてそれから推算しました九千億の内閣等につ

きましては、いづれ資料が何かを取寄せまして、政府委員から詳しく御報告申し上げることにいたしましたと思つております。

○川合委員 數字については後ほど資料についてお尋ねする機会もあらうと思ひますが、問題は、約九千億と稱せられるところのこの國民所得が、實際は單なる數字上の水ぶくれにすぎない。インフレーションの結果にすぎない。元來國民所得といふものは擴大再生産の状況下において、漸次その數字が殖えるといふことが好ましいわけでありまして、從いまして今大臣が言われる通り、理論的に言へば、この國民所得といふものは、各國民個人の帳ろにはいるものを總計したものが一つの國民所得であり、同時にまた生産の面から消費の面にいたる段階を集計した、この二つのメソッドがあるわけでありまして、私は日本の國民所得の構成状況が、きわめてアブノーマルな状態にある。この國民所得といふやうなものと財政との關係において、一番先にこれを考究したのがイギリスであります。イギリスの財政との關係において、國民所得を検討したといふやうなときは時代が異つてゐる。と申しますのは、國民所得の内容といふものは主として生産が中心にならなければならぬ。それに商業利益とか、あるいはサービスといふやうなものが附隨的にあるわけでありまして、日本の現状は、かりに政府の推定するやうな約九千億に近いものが國民所得であるとするならば、實際その中の商業利潤と申しますか、やみ

的、なサービスと申しますか、そういう不健全な面が非常に多い。しかもこれを税との關係において考えた場合に

は、把握ができないところの國民所得である。その把握ができないところの國民所得を二應國民所得の中に加えて、しかもその國民所得から租税の割當が二割といふことは、これはいささか論理の飛躍であると同時に、またいかにも外見的に日本の財政の前途を樂觀せしめるやうな感と與えると同時に、現實に千八百圓ベースで生計してゐる勤勞者といふものは、租税の重壓に苦しんでゐる。そこで現實とをい

うやうな政府の言ふ樂觀論とに、非常に矛盾を感じると私は思ふのであります。そこで私はさういふやうな意味で、國民所得に對して租税が二割であつて、歐米との比較においてまだ據税力の餘地があるといふことを漠然と言ふことは、國民に對して非常な矛盾を感じしめると思ひますので、この點に今後において政府は考へて、國民所得を發表し、この租税との關係においてこれを論ずる場合においては、よくそのことを國民に了解できるようにしていただきたい。かように考へておるわけでありまして、問題は國民所得といふことに對する檢討になりますので、これ以上は申しませんが、私の言わんと欲するところは今申しした點でありますので、よくその點を御承知置きを願ひたいと思ふのであります。

次に政府の資料によりますならば、滯納が非常に多いといふ數字が示されておるのであります。この滯納の原因は、私は三つあるだらうと思ひます。それは現實に納税すべき金がないといふ一つの面と、もう一つは現在の市中金融機關でなか／＼金を貸さない。そこでまたやみ金融にはしつ

ておる。ところがやみ金融といふもの

第一類第十六号 財政及び金融委員會議錄 第四十号 昭和二十二年十一月二十六日

二六一

は金利は日歩二十五銭とか三十銭である。ところが滞納の場合の滞納利子は日歩四銭であるというように、毎日の日銭を二十五銭、三十銭でやる。そして滞納利子の四銭との比較の差をはねておる。そして十分會社を経営しておるといふような實例もあります。そういうような滞納利子が安いという面も多分にあるだろうと思ふのであります。もう一つは「ばく」問題になります。もう一つは現在の徴税機構の不備、殊に前段の税務官吏の「ばく」なことからして、實際に徴税が困難だといふふうに思ふのであります。滞納の原因に關する大藏當局の所見を伺いたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 滞納の状況その他について申し上げます前に、いま一度ちよつと國民所得と今度の課税の推定について、一應先に申し上げておきたいと思ひます。先ほども御説の通り國民所得を十分に算出して、それに對して課税の見定めをするわけでございます。それもいたしますと同時に、實はこれは今朝もこの席で申したのでございしますが、税を課する場合には、各税務署で大體見込みをつけさせまして、それを財務局から大藏省へと全國を一本にまとめまして、それと裏表にして實は算定をいたしておるような次第でございます。しかしこの方法がもつと科學的にできないかということ、戦争中の混亂、終戦後の混亂というところによつて、よほど基礎が動いたのであります。

先ほども申しますように、この調査を取りまとめまいりまして、確實な、科學的な基礎の上に立つてするよ

うにいたしたいと思ひます。御了承願ひます。

それから滞納の問題であります。いま日歩が低い、それに對して市中のいわゆるやみの金融の金利が高い、そのさやがあるというお話があつたのであります。そういう事實もまたあると思ふのであります。しかし金利の點、その他については、いづれ正規の金融機關については、金利調整に關する法律をお願いしようと思つております。それから不正規の金融業者に對しては、金融行政の取締りを強化しまして、これを取締つていく方針であります。それを速やかに實行したいと思つております。そして滞納の日歩四銭といふことは、昔から終始一貫やつておることではあります。あまり重くするといふことも、正常なる納税者から見るとさらに負擔を課するといふ點もありませんので、むしろこの點はやみの金融業者を取締るという方面と、金利調整をするという方面と、両方から深めていた方がよいのではないかと、かように考へておる次第でございます。それから滞納の原因であります。これは種々あるものであります。一般に國民が終戦以來國民の精神等も相當動搖いたしまして、この納税思想、殊にこういう危機においては納税思想といふものがきわめて大事なのであります。それが相當缺けておるといふことも、まさに事實であります。道義の廢類といふことから、それが現れておると思ふのであります。さらに税制その他が豫算申制制といふことに變つたのであります。まだ日が浅い、從來と違ひまして十分制度が國民の間に徹底しない、そこでこれをいいことにし

て内輪に申告をしておる。そうすればさらに税務署としては査定をしなくては、更正決定をする、こういうようなことが起きて、よけいな手数をかけ、そのために税の滞納が増しておるといふ事實もあるものであります。さらに物納その他の關係において十分手が届かない、適合いがつかぬといふ關係で、實は提供を申し出ておつてまだ受入れ等ができないといふものがある。それが滞納の形式に現れておるのであります。さらに申しますれば、國民がこういうように生活に追われておるのであります。その資金その他が知らず知らずのうちに、その日の資金に追われて、税としての資金が他に流用されて、税としての資金が他に流用されておるといふ點があるものであります。これは會社その他の法人におきまして、あるいは入場税その他が滞納の形を相當とつておるのであります。これはむしろ資金の逼迫その他によつて流用されて、それがために滞納の形になつたものが相當あるものであります。それから税務官吏の方から言ひまして、何分にも人員を増加しようといふのであります。それが、なか／＼思ふように増加できない所もありまして、そういう場合に嚴重な督促をするといふことが思ひにくい。これはしかし最近非常にそういうことをさせるようにいたしましたけれども、本人まで至らず、それが滞納の形で現れておるといふのがあります。第三國人その他で滞納の形が現れておることもあるものであります。こういうものに對しては連合國の好意ある協力を求めて、税の價格の決定の際、さらに徴税までも突き進めていくという形をとることにいたしましたのであります。大體滞納の形は今申ししま

したような種々な方面にわたつておるのであります。政府といたしましては、この税を完全に取立てるかどうか、すなわち財政が實質的に健全になるかどうかといふわけ目でございます。單に財政のみならず、國民經濟がこのインフレーションの結果破局するかどうかといふもの、この點にかかると滞納その他に對する督促といふようなことは、税務署の強化といふことだけではなしに、税務行政の運営を刷新しまして、それと同時に國民運動として國民の間に十分その趣意その他を徹底させまして、兩々相まつてぜひ徴税の實をあげ、滞納者をなくしよう、こういう方針でおるわけでありまして、しかも日數が非常に差迫つておりますので、大藏省としては大きな責任を負うておるわけでありまして、この責任を完遂するために、この四月の間はほとんどそういう方面に、あらゆる税務に關する人々を動員して實をあげたい、かように考へておる次第であります。

○川合委員 きのうの中崎委員の質問と関連するわけですが、われ／＼はインフレをチエックする意味において、日本の産業經濟界がデフレ傾向にはいることは好ましいわけでありまして、しかし最近におけるデフレ傾向といふものは、經濟の自然の運行からくるデフレではなく、政府の作爲的原因によるデフレの傾向である。しかもその政府の作爲の原因が、租税の徴収が困難である。つまり滞納があつて、政府の資金の繰繰が困難であるといふことに原因しておるといふように思つておるわけでありまして、その顯著な例は、現在進駐軍關係の土木建築費の工事代金の未拂、あるいはまた運輸省におけるいろいろな購入物件費の支拂の遲延、あるいはまた逓信省におけるそういう關係といふようにいたしまして、政府の手もと資金の不足から原因して、そして民間に代金を支拂つていないといふことが現在のデフレをつくつておる。従つてこれは政府の作爲的原因によるものであつて、何ら本質的なデフレではない。われ／＼としましては現在の日本のインフレがチエックされ、そしてそのチエックされるといふことは、日本經濟界が一つのアジアストメン・ブライゼにはいつたとして理解したいと思ふのですが、しかし現状はそうではなくて、政府の作爲的原因といふことに、われ／＼は一つのデフレの危險性を感ずるのであります。このことは七月、八月におけるインフレの反動が相當にあつたと思ふわけでありまして、もしこれが十二月にはいつて、政府が相當の資金を撤布する、そのあとにくるのは必ずやまたインフレーションの高進込みであるといふように、われ／＼は一般的に觀念づけられると思ふのであります。従つて私は政府の資金の不足からくる政府資金の不拂といふことが、實際においては一層インフレを高進する。ただ現象的にインフレを一層チエックするけれども、長い目で見るならば、一層インフレを高進するといふ點に非常な懸念をもつておるわけでありまして、そういう意味におきまして、私は先ほど申し上げました通りに、滞納を極力徴収するにとともに、政府の支拂すべき正當な金は支拂つて、それによつて財界の運行に不自然な結果をもたらさないようにしたいと思ふのであります。これ

らと関連しまして、十二月の歳末において、政府は十二月中に支拂すべき金額のいくばくの政府資金を支拂うかどうか、どの程度の用意をもつておるが、ということをお知らせしていただき

たいと思ひます。

○前尾政府委員 デフレの傾向が、政府の作爲的な支拂遅延にあるのではないかと、御質問が第一点でございます。もちろん従来政府の支拂の遅滞しがちであつたことは、しばしば認め

て、いろいろ對策を講じておるのであります。その後におきまして支拂遅延をしないように、少くとも作爲的な支拂遅延をしないことは考へていないのであります。ただ従来のように放漫に支拂をするのは極力避けてお

ります。ところが、ある面において従来よりも窮乏になつた、また金融の面で窮乏になつたというように、非常な資金難から、デフレだといふように言われておるのではないかと考へるの

であります。もちろん必要な方面に對しては、できるだけ早急に支拂をするという方針で進んでおるわけであり

ます。ただインフレーション自体が、ある一面においてはデフレをや、ある一面においてはインフレをやるとい

ふのが、いわゆる悪性インフレーションで、全般的にインフレであれば、これはインフレではないといふことになるわけでございます。結局四角が非常に激しくなるというところに、インフレの悪性化という意味合いがあるわけであり

ます。その點では御指摘のごとき、滞納をそのまま放つておく、あるいは課税を充實すべき所に充實しないといふようなことが、これを非常に助

ほど大臣が申しましたが、大體においてこれは七月末の数字で、増加所得税が結局四十七億九千萬圓、財産税が十二億、戦時補償特別税が十三億、その他が二十五億といふことになっております。これは最近まで、財産税の物納、延滞の處理について、税務官吏が非常にその擔當者がその方々で手間をとりつたために、ほとんど滞納處分をやることのできないような状況でありました。最近におきまして大體においてその處理を終えましたので、滞納整理に集中するといふような状態に立ち至つたのであります。これは早急に整理せらるるものといふふうにわれわれは考へておるのでございます。

それから先般の十二月中に一般會計から支拂見込のものはどうかというお話をございしますが、當初豫算と補正豫算第八號までの金を含めて三百億程度であります。そのうち、三分の一が終戦處理費といふことに相なつております。

○川合委員 今の日本としては最初の申告制がとられたわけでありまして、それと表裏の關係にある第三者の通告制による實績といふものはどの程度であるか、お示し願ひたい。

○前尾政府委員 第三者の通報制につきましては、相當効果をあげておることにございまして、疑いを入れないところだと思つております。と申しますのは、従前から投書といふような形式でいろいろ税務署に送付されるといふことが、われわれのいろいろの調査の手がかりになつておつたのであります。これを公式にいたしましたので、それに対する報復を興えるといふのが、第三者の通報制を設けましたゆえんで

あります。またわれわれがいたしましては新しい正義感からいたしまして、社會的正義といふことから通報していただくことを歓迎いたしております。たゞ最近においては相當投書が多くなつてきております。ただ正式の第三者の通報といふ形式でお出しになる方はあまりたくさんはございせん。

しかし中に財産税等につきましては有力な資料を提供されて、摘發の端緒になつておるといふものも相當ござい

ます。しかしわれわれはなお従来からの正義感といふものをかえていただいて、大いに協力していただ、ということ

を、特に國民運動等におきましても宣傳していきたいといふふうに考へておるのであります。

○川合委員 先般の當委員會の公聴會におきまして、日本酒造組合中央會の上川名義雄君が、密造酒が二、三百萬石ある、これらに對して合理的な方法で行うならば、もつと酒税の増収が見こまれるといふことを言われておつたのであります。大蔵省の見地からいたしまして、密造酒といふものゝどの程度に見ておるか。またこれを合理化して酒税の増収を期することが考えられないかといふ點、これが一つ。

もう一つは来る一月に申告に基くところの所得の決定が行われることになつておるのであります。これがもし非民主的なものを免れないような所得の決定をいたしますならば、ひいてまた密納を加算するといふことになるわけでありまして、われわれはこの申告制のとられる前におけるところの所得税調査員——これは地方のボスとい

ふものを發見して、その非合理的な點を認めざるを得ないのであります。申告制に加味してもう少し民主的な方法

によるところの、所得決定に參與する方法が考えられないかどうか。これが

お尋ねの第二點であります。

それからもう一つは、非戦災家屋税について、引揚者の免税あるいは減税といふことは考えられないか。非戦災者税においては引揚者の點は考慮されておるわけですが、非戦災家屋税におきましては考慮されてないわけであり

ます。身一つとなつて歸つてきた者に對して、しかも外地におけるところの財産はすべてたな上げされておるといふ状況のもとにおきまして、唯一の財産は家屋であるとするならば、非常に引揚者たちは困るではないかとい

ふに思われますので、これらに對する特別の措置あるいは考慮が拂われるかどうかといふことを、第三點としてお伺ひしたい。私の質問は以上をもつて終ります。

○前尾政府委員 第一番の密造酒の數量であります。二年ほど前にわれわれが計算いたしました六、七十萬石と推定いたしましたことがござい

ます。その後大分またひびくたつておりますので、あるいは二百萬石にも達するのではないかといふふうな見方をいたして

おります。ただこれを合理化していくといふ點につきましては、あの際にも上川名氏から提案がありまして、超過

供出米の何割かを委託醸造させて、それを還元配給するといふ方法を述べられたのであります。われわれもこれが最も合理的な方法だといふわけで、關係方面といふ／＼折衝をいたしておる

のであります。昨年は埼玉縣に一部許されたのであります。しかししたいまのところ相當難色があるのであり

ます。その理由をいたしましては、現在あらゆる手段を盡してすべて供出して

もらつておる。そうでなければ食糧輸入の懇請といふことが不可能になり、

少くともそれによつて酒をつくる米が保有されておることになりまして

は、食糧輸入の懇請に支障を來すといふのであります。われわれとして

も努力はいたしておりますが、なかなか困難であります。ただ密造酒をできるだけ取締るといふような方向に

いかざるを得ない状況でございます。それから次に従来設けておりました所得調査委員會といふものを廢止したのであります。従つてこれはむしろ申告納税といふ點におきまして民主

化をはかつたのであります。その後政府はその申告が不適當であるといふものに對して、更正なり、決定をするといふ場合におきましては、政府独自の立場においてやるといふのが趣旨では

あります。われわれがいたしましては税務協力委員といふような、別に官制によるものではないが、そういう方

焼け残りました場合には、たとえ戦災者でありましても、課税をするのである。

ります。そういう點におきまして引揚者のみに例外を設けるといふことは、税法の建前からいたしましても適當でない。要するに家屋が残りました點におきまして、少くともほかの動産は焼けましても残つておるわけでありますから、そこに徴税力を認めて課税するという行き方にいたしておる次第であります。

○中崎委員長代理 田中織之進君。
○田中(織)委員 これは大藏大臣から
お答え願いたいと思ふのであります
が、大藏大臣がお見えになりませんか
ら、主税局長から御答辯を願いたい
と思ふのであります。

ついでまず當局の御見解を承りたいと思ふのであります。

○前尾府政委員 税制全般につきま
ての改正は、御承知のように終戦以來
數次にわたつて逐次改正いたしたので
ありまして、またそのほとんど大半
は、本年度四月以降の所得税、法人税
並びに相続税の改正によりまして、大
半を了したと言つていいのではないか
というふうに解しているのではありません。
ただ残された問題は徴税技術の問
題が大部分であつて、現在の税制の運
用自體を完全にすること、これが、大
きな問題であらうというふうに一應考
えておるのでありますが、しかし税制
全般にわたつてわれ／＼も検討いたし
ておる次第であります。

まず第一に大きな問題といたしました。これは、現在の地方財源の問題、すなわち地方税と國税との調整、それから一つは法人税の問題、また一つの問題といたしました。現在の賃貸価格が非常に低いのであります。これを改訂いたすにいたしましても、地租の負擔をどういうふうにもつていつたらいいか、ということが、非常に大きな問題になつてゐるわけあります。もちろん

間接税その他につきましても、われわれは検討いたしておるのであります。が、一つは釐出の全貌なり検討が明らかにされてまいりませんと、どこまで實行に移すべきかどうかというようなことが、ただいまのところ申し上げる段階に至つておらないのであります。

C田中(總)委員 大體大藏當局の御意
 向は了承いたしました。次に現實の問
 題といたしまして、經濟狀態がきわめ
 て不安定でありまして、そのためにい
 わゆる國民の所得におけるアンバラッ

スというものが、含めて程度の上に
おいと高くなっているのであります

が、こうした状態のもとにおいて租税の徴収をはかるといふことから、いろいろな税金を重複して課税するといふことはやむを得ないと申します。よりも、むしろ私は財政需要に對應するために當然の措置であると思ふのであります。そういう意味から申し上げますと、自由黨の諸君の言われるところとわれ／＼はまつたく立場を異にするのであります。このことは同時に昨年來行われておりますところの、戦争によつて起つたところの、いわゆる擬定資本を斷ち切るという點につきましても、私は現在の段階においては、なおきわめて不十分であると考えゐるの

であります。今回いわゆる戦争犠牲の負擔均衡という點から、非戦災者家屋税なり、あるいは特別税なりが課税せらるることになつたのであります。このことについては先ほど内藤君から、私としても申し上げたいと思うような點について御意見がありましたので、重複を避けますが、こうした形式的な戦争犠牲の負擔均衡というような形ではなくて、もつと徹底的な戦争犠牲

て、われ／＼のいわゆる第二次財産税の徴收と同じ新税の創設を主張されて

おるのであります。これらの事情を勘案いたしましたして、大蔵當局としてはこの第二次財産税を、近い将来において實行する意思があるかということについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○前尾政府委員　最近の非常なアンパランスに對しまして、われ／＼としても現在の税法そのままではい得るとは考へておりません。通常議會におきましては、いろいろまた最近の事情を取込んで、税率等についての勘案をしながらではならぬと思ひます。大體において現行の税の建前は、運営をよろしくしていけばいいので、その中に盛られておりますいろいろの要素につきまし

ては再検討するつもりでございます。
次にまた、先ほど私の答弁いたしました財産税が一回限りであるということは、別に第二次財産税を否定するものではないのであります。一回限りというものは、要するに恒久的な財産税に對しおいて、非常措置としての財産税という意味で一回限りということを使つておるのであります。將來第二次財産税を否定するものではないのであり

ます。しかし第二次財産税を起します
るには、結局新々圖への切換えとい
うような、通貨に對する特殊な措置を
やらなくちゃならぬ。その措置が現在
適當であるかどうかという問題であり
ます。それから井藤先生の提唱されて
おりました經常財産税というのは、わ
れわれも税制調査会でいろいろ審議し
たのであります。將來といたしまして
は、私はこの恒久的財産税を設ける
という考え方につきましては、賛意を
表しておるのでありますし、またそう

いう方向で研究もいたしておるのであります。何と申しましても常に毎年

の財産税をやりますには、その基礎がなくてはなりません。その基礎といえますのは、昨年の三月三日を警して行われました第一次の財産税を基礎にしたのでは、その後の情勢が非常に變つておるのであります。そうするとその後のいわゆる新圓所得等を捕捉することができないのであります。従つて平常時でありますと、一度捕捉いたしました財産額から推定いたしました、翌年の財産額がある程度の確に捕捉される。ところが最近におきましては、そういうようなわけにまゐりません。それでただいまのような經濟變動のものはだいたいときに、恒久財産税という

行き方はどうであらうかということで行き慣んでおる次第であります。また非敵交者特別税にいたしましたも、一種の財産税であります。これをもつてももちろん満足しておるわけはありません。ただ現在の情勢から考えまして、あまりに手間がかかり徴税が半年なり、一年も先になつて初めて行われるというのでは、時期的に間に合わないという點がありますので、できるだけ

は簡易な方法で徴税をするということ
で考えていつておりますので、ある程
度形式的になり、形式的な税になりま
す、思ひ切つた課税ができない。従
つて多少税収入が軽いという憾みがあ
るのでありますが、この際としてはや
むを得ないというふうに考えておるの
であります。將來の方向の問題といた
しましては、ただいまいろ／＼お話の
點は、われ／＼も十分了承いたしました
て、研究いたしたいというふうに考え
ております。

○田中(總)委員 次に税務機構に關する問題でありますが、この點は大蔵大臣がたび／＼と質問における税務機構の擴充について、大蔵當局の方針を述べられておるので、われ／＼は大蔵大臣がその所信に向つて進退せられんことを切に望むものでございますが、この問題に關連いたしまして、今回の追加豫算におきましても、いわゆるマル公の改訂に伴うところの價格差益金というものが、相當にゆる自然増収という中に見込まれておると思ふのであります。この自然増収の中における價格差益金というものが、どの程度に見込まれておるかというところも承りたいと思ふのであります。この價格差益金の徴収方法が、現在物價廳において行われておるといふことは、この價格差益金が豫定のように徴収されないといふことの結果として現われてきておると思ふのであります。この點について、これは技術的な問題でありまして、先般も豫算委員會において同僚の稲村委員から當局に對して質問があつたかとも思ふのであります。これを物價廳より財務當局に移しまして、現在の物價廳關係のこうした方面のものを財務當局へ配置轉換をいたしまして、税務署を通じてこれを徴収するならば、所期の目的を達成できるのではないかと思ふのであります。このことは同時にいわれる滞納、脱税がものすごく数字に達しており、先ほど川合君の指摘したような状態にある場合において、平生から帳簿あるいは経理の面から抑えていくということであれば、滞納あるいは脱税等の問題も起らないと思ふのであります。大蔵當局として特に價格差益金は、これを現在物價廳

を通じて徴収するという形を、税務署に切りかえる意思があるかどうか。この點について伺いたいと思ひます。

○前尾政府委員 税務官吏の待遇につきましては、ただいま關係方面と折衝中でありまして、おそろく数日中に御審議をお願いすることができるといふふうに考へております。その内容につきましては幾分未決定の點がありまして、先に申し上げたような程度でありまして、大體において關係方面の了解を得られてゐる次第であります。

私も考へてゐるところであります。

○田中(總)委員 最後に非戦災者特別税について二、三點お伺ひしたいと思ひのであります。この點については先ほど國協黨の内藤君から、農民の立場においての質問が行われたのでその點は避けたいと思ひますが、いわゆる農民の住居の關係から申しますならば、農業生産に不可欠の關係にありまるところのいわゆる納屋、これは一般商工業者の倉庫とは性質が異なるつき違ふのであります。そういふ納屋あるいは家畜の厩舎といふようなものが一つの建物になつてゐるのであります。こゝういふ農業生産と不可分の關係にありまると建物を含むところの、いわゆる農家の住宅家屋に對しても、ひとしく今回のいわゆる非戦災者家屋税が課されることになると思ふのであります。もちろんこの點は先ほど主税局長の御説明にありましたが、都市に比べて低位にあるといふ點は私も承知してゐるのであります。特にこの點について、農家の農業生産と不可分の關係にある納屋であるとか、厩舎であるとかいふものについては御考慮をいただきたい。

私もこの點についてはぜひ當局の御明通に行つていただきたいと思ふのであります。ただ戦時災害ではもちろんありませんが、昨年末の南海の大地震のようなあつた場合にはもちろん、今回の同時提案されておるところの災害等による租税の減免に關する法律案の適用は當然あることと思ふのであります。この南海大地震の場合に、新宮市のごときはこれに伴う火災によりまして、ほとんど全滅いたしておるのであります。戦災は一應免れまして、その後だん／＼復興しておるのであります。こゝういふ場合に對しましては、災害等による租税の減免に關する法律との關係において、いかなる取扱ひをなされるかを第二點としてお伺ひしたいと思ひます。それから第三點として第七條に、これも非戦災者家屋税の適用除外といたしまして、皇室財産であつた家屋を除外されておるのであります。この點はあるいは皇室經濟法等の關係かとも思ふのであります。が、どういふ根據であるか。その皇室財産であつた家屋を除外された理由を伺いたいと思ひます。非戦災者税に關しまして以上三點についてお答えを願ひたいと思ひます。

○前尾政府委員 第一點の、納屋とか厩舎に對して考慮しようといふことにつきましては、これは貸賃價格の調査の経緯を御存じでありますとおわかり願ひるのであります。こゝういふものにつきましては貸賃價格の調査の場合、収益率と時價といふものでかけ合わせたものが貸賃價格になるので、時價の評價といふものは、非常に考慮して低くつけてあります。従ひまして母屋と納屋、それらの點は貸賃價格のつけ方の

際を考慮してでき上つておりますので、それに相應した不動産があると思ひて差支えないようなことになつてゐるのでございます。

それから次に第二點の長崎、廣島等の原子爆彈の場合におきましては、税法で申し上げますと、第八條と第十一條の二項、これによつて修正がなされていなかつた場合には修正するといふのであります。この運用によりまして、調査直前にいふ／＼災害をこうむつておつた場合、たとえば、名古屋地方の震災といふようなものは、これによつて修正がされるわけでありまして、その後の災害、ただいまお話の南海の震災といふようなものは、三十五條並びに三十六條の、それ／＼第一項第一號の規定によりまして軽減または免除する。結局その損害の部分に相當する金額だけ軽減する。あるいはまったく減失したければからないといふことになるわけでございます。

次に第七條の皇室財産であつた家屋、これにつきましては、調査時期と申しますのは終戦時、すなわち昭和二十年八月十六日でございますので、皇室で御使用になつておりました財産には課税がされるという結果になるのであります。すでに皇室經濟法等によりまして、現在家屋をほとんど御所有になつておられないのであります。従ひましてただいまおもちになつております分に對しては課税をしないのであります。またその當時おもちになつておつたものに對しては、全部課税するといふことは意味をなさないといふことになりまして、この規定を設けてゐる次第であります。

○中尾委員長代理 本日はこれをもつ

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議録 第四十号 昭和二十二年十一月二十六日

二六五

232

て散會いたします。

午後三時四十六分散會

〔参照〕

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
主なる改正の要點は次の通りである。

(一) 特別損失を處理して後、特別經理會社が、その資本構成を整えるため増資をする場合において、特別損失を負担した株主及び債權者に萬遍なく會社の資産の含み利益にあずからせる、即ちその含み利益を享受させる道を與えるため、新株發行の際額面超過金の交付を認め、且つ、新株引受權を他に譲渡することを認めようとするものである。

(二) 特別經理會社の整備計畫の法律の效力を強化して當該會社の株主、債權者、第二會社の株主等を拘束することとしたこと。

(三) 特別經理會社がいわゆる第二會社を設立する場合において、從業員の承繼を圓滑にするため、會社においては第二會社に承繼せられる從業員に對しては、退職金を支拂わないこととし、これに代り第二會社は舊會社に勤務した從業員の在職期間を引きついで自分の會社における在職と同様に取扱うと共に舊會社の特別損失處理に當つては任意準備金の一部を退職金支拂

の準備のため特に留保して、第二會社に對してもこの準備金を承繼させることである。

(四) 特別經理會社の舊債の處理、第二會社の金融等を容易にするため、商法等に對し特例を認め、社債の發行限度の制限を緩和し、財團抵當の登記の場合の附屬物件の一括登記の特別措置を講じようとするものである。

(五) 會社の整備計畫の作成に當りなるべく廣汎な利害關係者の意見をこれに盛り込み、その内容を公正ならしめるためにその提出に際し利害關係人から反對意見の表明があつた場合にはこれを附記し、提出せられてからは利害關係人から主務大臣に異議の申立ができることとなつてゐる。

(六) 整備計畫の適正なる實行を確保するため、定期的な實行状況の報告義務を課すると共に特別經理の監督の制度を設けようとする點。

(七) 以上の企業再建整備法の改正に伴い「會社經理應急措置法」の一部を改正し、特別經理會社の舊勘定に屬する資産の上に存する擔保の處理を圓滑ならしめるための必要な改正規定を設けてゐる。
最後に有價證券の處分の調整等に關する法律を改正して、特別經理會社の株主又は債權者が新株の引受權を譲渡する場合に、これを「證券處理調整協議會」に委託することを認めると

共に協議會に證券發行會社の經理その他の業務の内容を審らかにする權限を與えることとしてある。

二、本案の可決理由

昨年十月いわゆる戰時補償の打切に伴い企業再建整備法が施行せられたのであるが、その後種々の已むを得ない事情によつて同法の規定に基く各企業體の最終的な損失の計算、再建計畫の策定等は、今日まで完了を見ないままに推移してゐた。併しながら先頃特別損失の概算も終つたので、愈々再建整備の最終的處理の段階である整備計畫提出の時期になつたのであるが、その後經濟界の實情に即して、企業再建整備法の一部に若干の修正を加える必要を生じたのである。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十六日

財政及び金融 北村徳太郎
委員長

衆議院議長松岡駒吉殿